

令和3年第10回農業委員会総会議事録

令和3年10月14日（木）第10回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員16人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
2番	小田 正廣	3番	宮本 武博	4番	赤井 勝利
5番	小川 広文	6番	三上 雄二		
8番	井藤 孝久	9番	藤本 彰	10番	神山 順一
11番	宮脇 繁	12番	眞壁 勲二	13番	伊達 修史
		15番	山田 條一	16番	大原 砂利
17番	奥津 忠和				

推進委員10人

1番	谷岡 收藏	2番	眞壁 正司	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
7番	後藤 保夫	8番	信谷 昌吾	9番	逸見 則夫
10番	奥津 賢司				

欠席委員 2人

7番	倉脇 敏弥	14番	藤川 雅
----	-------	-----	------

議事	議案第49号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第50号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第51号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第52号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第53号	現況証明にかかる現況認定について
報告事項		農地改良届について
		農地法施行規則第29条の届について
		農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
		法務局照会について
		農地転用期間変更届について
		完了届について
		利用権設定中途解約について
協議事項		
その他		

事務局職員（書記）

事務局長

竹村 陽子

参事

三村 真司

主査

川添 和之

主査

小林 淳

(開会時刻 午前9時30分)

三村参事	委員の皆様おはようございます。ただいまから新見市農業委員会第10回総会を開催いたします。本日の出席は、26名で欠席の方は7番倉脇委員、14番藤川委員です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。農地利用状況調査も順調に進んでいることと思いますが、朝夕の寒暖差も激しいので体調には十分注意し活動していただきたいと思います。当委員会の農地利用状況調査は、ここ十数年来同じ写真を使用し番地も重なり見にくいのでタブレット等で行うように変えないといつまでも大きな写真と野帳を持ち活動するのは大変です。しっかり調査し農地のことは農業委員に聞けば詳細に分かるような方法を考えていかないといけないのではないかと思います。本日も、よろしくお願ひします。
三村参事	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、15番山田委員に先導をお願いいたします。
山田委員	「農業委員会憲章」の先導
三村参事	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくお願ひいたします。
会 長	それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をお願いいたします。 それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、15番山田委員、16番大原委員をお願いいたします。 続きまして日程2「議事」に入ります。議案第49号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	議案第49号農地法第3条について今回の議案についてでございますが、第3条の申請が5件ございました。まず、1番でございますが、現地確認を10月1日に行っております。場所は、哲西町畑木、現況地目は田7筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は1名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況で

ございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、今回取得する経営農地全てについて作業委託する予定であり、そのことから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、貸借ではありませんので該当はございません。第7号ですが、親族間で贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長 この件について関係地区委員の説明を求めます。17番

奥津(忠)委員 17番奥津です。確認を10月2日に三上、奥津推進委員、私と3名で行いました。場所は、哲西支局から国道を東城方面に約1キロ先国道沿い1枚をおいて2枚目から左右に7筆ありました。問題ないと思います。以上です。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第49号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定いたします。続いて議案第49号農地法第3条2番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査 説明の前に3条の調書で字が誤っていますので訂正させていただきます。譲受人の芳の字は議案のほうが正しい字です。2番の説明をさせていただきます。現地確認を10月1日に行っております。場所は、哲西町矢田、現況地目は田2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は大豆、作業従事者は1名でございます。価格は記載のと

おりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、移住予定者ですが、農作業に従事する者の状況、耕作意欲等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと認められますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は設定された下限面積0.1aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、定住予定の農家に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。6番。

三上委員

6番三上です。確認日は10月2日、奥津委員、奥津推進委員と私の3名で行いました。場所ですが、国道182号線哲西支局から200mほど東城方面に行った所の道沿いに2階建てのアパートが有りそのすぐ隣が、申請人の方のご兄弟の自宅が有ります。皆さん亡なられており申請人である姉が売りに出されています。この自宅の裏に2筆有りますが、地目は田ですが大豆を作られると聞いております。管理をよくされてきました。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第49号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第49号農地法第3条3番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

3番でございますが、現地確認を10月1日に行っております。場所は、大佐田治部、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は2名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、

まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、相続放棄により財産管理人から申請地を売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。なお、被相続人と譲受人は親子です。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。15番。

山田委員

15番山田です。10月5日に宮本委員、後藤推進委員、私とで確認しました。場所は、県道新見勝山線田治部地内にバス停があります。そこから小阪部寄り200m行き、峠を少し過ぎた所の左側に申請地があります。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第49号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第49号農地法第3条4番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、4番でございますが、現地確認を10月1日に行っております。場所は、菅生、現況地目は田2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は4名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、経営農地は全て耕作し、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみ

て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、申請地近隣の農家に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。4番。

赤井委員

4番赤井です。確認を10月3日、眞壁委員と2人で行いました。場所は、谷岡委員の家すぐ下に有ります。長年、耕作は谷岡委員がされており問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第49号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第49号農地法第3条5番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、5番でございますが、現地確認を10月1日に行っております。場所は、哲多町花木、現況地目は田3筆・畑8筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻・大豆、作業従事者は2名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、農作業に従事する者の状況、耕作意欲等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと認められますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、定住予定の農家に

	<p>売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。11番。</p>
<p>宮脇委員</p>	<p>11番宮脇です。確認は10月5日に井藤委員、小川委員と共に行いました。場所ですが、新見川上線の本郷地内郵便局手前を左に上ると哲多総合グラウンド野球場、体育館が有りその南側下の所です。申請人は高齢なので現在は娘さんのところで暮らし自宅は空き家になっています。後継者もいないので自宅は空き家バンクに登録されています。譲受人の方は鳥取県で50a程、借りられて農業をされています。いずれ定住地を探して来られると、新見市の空き家バンクで紹介をされてこちらに来られるそうです。家と農地がセットになっています。農業にも意欲が有るようです。申請の農地は保全管理がされており少し手を加えればすぐ耕作ができる状態の農地です。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第49号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第50号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>小林主査</p>	<p>議案第50号農地法第4条についての申請につきまして、1件申請がございました。それでは、議案第50号第1番でございます。確認を10月1日に行っております。場所は、神郷下神代、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は浄化槽設置で、立地・工事条件から他に適地がなく、合併処理浄化槽を申請地に設置するものです。期間は着工日から4か月間です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目</p>

	<p>的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、浄化槽設置分担金・宅内排水設備工事費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。1番。</p>
仲田委員	<p>1番仲田です。確認日は10月9日、大原委員、信谷推進委員と行いました。10月3日に申請人と私とで立会説明を受けました。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第50号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
全 員	<p>「よろしい。」</p>
会 長	<p>諮問不要として許可決定とします。続きまして、議案第51号農地法5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>議案第51号農地法第5条についての申請につきまして、6件申請がございました。それでは、1番について説明いたします。現地確認を10月1日に行っております。場所は高尾、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は駐車場拡張です。転用理由ですが、自社所有の土地建物を使用して行う催しに駐車場が必要であるためです。契約の種類は売買による所有権移転で、価格は記載のとおりです。工事期間は令和3年12月1日から令和4年6月30日までです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地近隣商業地域と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正で</p>

あり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地購入費、造成・整備費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。推進委員4番。

溝尾委員

推進委員4番溝尾です。倉脇委員がお休みなので代わりに交読させていただきます。現地確認は10月9日、倉脇委員と私とで行いました。場所は、お茶屋町と昭和町の境にある旧●●工務店の倉庫裏側です。現地が見られるのは、対岸の緑町の方から●●店、●●店から川の向こうを見ていただければ倉庫の後ろに緑の所が見えると思います。現地に入るには工場の跡地に入らなければ行けません。家庭菜園の後が見れましたがかなり荒れていまして問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第51号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第51号2番から6番まで1件の転用事業ですので、まとめて事務局の説明をお願いします。

小林主査

次ですが、第2番から第6番は同一の件ですので、一括で説明させていただきます。現地確認を10月1日に行っております。場所は哲多町本郷、第2番から第6番まで、それぞれ田1筆で計6筆でございます。転用目的は認定こども園建設です。転用理由ですが、候補地選定の結果、他に適地がなく、哲多認定こども園を申請地に建設するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和3年12月1日から令和5年3月31日までです。この申請地は、農振除外済みであり、第2種農地と考え、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないも

	<p>のと考えます。資金計画ですが、土地購入造成費・施設整備費 は記載のとおりで、市の予算によります。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、申請人から説明の申出がありましたので申請人に入室していただきます。</p> <p>(申請人、入室)</p> <p>それでは、申請人の方は、申請理由を説明して下さい。</p>
申 請 人	<p>新見市こども課の渡辺と申します。今回申請しています哲多認定こども園の施設の概要、及び今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。施設の概要ですが、園舎としましては750㎡。</p> <p>保育室が6つ遊戯室が1つ調理室が1つの園舎を建築する予定です。入所定員ですが、60名。敷地面積が今回申請しています用地を含めまして5500㎡。駐車台数は約80台を予定しています。今後のスケジュールですが、転用の許可が下りましたら地権者の方と土地売買の本契約をし、その後所有権移転を行う予定です。所有権移転の後に今年度中に造成工事に入ります。令和4年4月から建築工事に入り令和5年4月の開園を目指しています。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、申請人の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。その前に、担当委員からの意見はいかがですか。</p> <p>11番。</p>
宮脇委員	<p>11番宮脇です。特にありません。</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問はありませんか。推進委員7番</p>
後藤委員	<p>売買価格はいくらですか。</p>
申 請 人	<p>本件につきましては、地権者の方がおられまして只今交渉中です。公共工事で今後の公共工事の単価に影響を及ぼす恐れがありますので単価のほうは説明を差控えさせていただきたいと思いますが予算額につきましては用地取得費として●●●万円を計上しております。</p> <p>面積は申請している通りですのでおよその単価は出ると思います。</p>
会 長	<p>他に、1番。</p>

仲田委員	場所ですが、本郷小学校の少し手前になるのですか。以前、コンビニの件がありましたがその後の周りと考えてよろしいのですか。
申請人	昨年度、新見市子育て施設用地検討委員会を起ち上げましてその委員会の中で哲多地域の最適な場所はどこか検討していただきました。色々候補地はありましたが園児が安全に安心して暮らせるような場所、本郷小学校と教育の面で連携しながら出来る場所は何処かと、本郷小学校北側、正田の方から行きます手前になります田が用地となっています。先ほど質問があったコンビニの計画ですが、コンビニ業者の方と話し合いをいたしました。コンビニの業者はオーナーが見つからない理由で撤退をされたと認識しています。
会長	外にご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) 申請人は、退室をお願いします。 (申請人、退室) 議案第51号2番から6番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、1番の案件は面積が30a未満のため県農業会議の諮問は任意となりますが諮問不要としてよろしいか。
全員	(よろしい。)
会長	1番を諮問不要とし許可と決定します。2番から6番については、1件の案件として、面積が30a以上となるため、県農業会議への諮問が必要となりますが、諮問会議において許可妥当と認められた場合、総会を省略して会長名で許可することをご了承ください。続きまして、議案第52号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定で利用権設定の新規について、事務局の説明をお願いします。
竹村局長	今回、新規の貸し付けが3件出ております。借受人は農業従事者、農

	<p>機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を充たすと考えます。1 番から 3 番まで全て農地中間管理事業によるものです。場所は、1 番が千屋花見、田 3 筆 10 年の使用貸借、2 番が神郷下神代田、4 筆、10 年の使用貸借、3 番が神郷高瀬、田 6 筆、5 年の賃貸借となっております。新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を順次求めます。1 番からお願いします。推進委員 2 番。</p>
真壁委員	<p>推進委員 2 番真壁です。現地確認を 10 月 3 日に小田委員と行いました。場所は、新見千屋温泉から国道を南へ 800 m 下った所にバス停がありそこから東へ 200 m 先にありました。以前から作られていた方でこの度申請され問題ないと思います。</p>
会 長	<p>続いて 2 番 3 番をお願いします。推進委員 8 番。</p>
信谷委員	<p>推進委員 8 番信谷です。10 月 9 日に仲田委員、大原委員、私の 3 名で確認しました。場所は、国道 182 号神郷下神代地内神郷の園入口から約 500 m 哲西よりに神社の進入路が有ります。そこを入り西側の橋梁を渡りすぐ新見よりに 1 筆、さらに川沿い 100 m 先に 3 筆あります。問題ありませんでした。続きまして 3 番、神郷高瀬地内新見多里線から油野●●へ抜ける県道が有ります。そこを入り東側へ 2 筆、そこから●●へ向けて 200 m 先に 4 筆あります。問題ありません。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第 52 号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。</p>
竹村局長	<p>再設定が 1 件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。</p>

会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
地区委員	(ありません。)
会 長	<p>再設定について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第53号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>議案第53号現況証明に係る現況認定についての申請につきまして、3件申請がございました。第1番でございます。確認を10月1日に行っております。場所は下熊谷、台帳地目は畑2筆です。現況地目は雑種地・原野でございます。理由は、平成元年頃以前より雑種地・原野となっているというものでございます。続きまして第2番でございます。確認を10月4日に行っております。場所は草間、台帳地目は田1筆、畑15筆です。現況地目は山林・原野で1筆が畑でございます。理由は、平成6年頃から耕作を止め、現在は山林・原野となっているというものでございます。当初申請は山林・原野の申請でしたが、現地確認の結果、●●●番●については非農地と認められず、畑として現況認定としております。第3番でございます。確認を10月1日に行っております。場所は哲多町花木、台帳地目は畑5筆です。現況地目は山林・雑種地で1筆が畑でございます。理由は、高齢で耕作できないため、約20年前より放棄している、というものでございます。当初申請は●●●番、●●●番●、●●●番●が現況・原野の申請でしたが、●●●番は非農地と認められず、畑、また●●●番●、●●●番●は雑種地と変更のうえ申請・現況認定としております。以上です。</p>
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。1番から4番。
赤井委員	4番赤井です。現地確認を10月3日、眞壁委員、谷岡推進委員とで

会長	行いました。場所は、JA熊谷ライスセンターの通り面県道より左側上に200m上がった所です。所有者は亡くなり致し方ないと確認しました。
神山委員	<p>続いて2番をお願いします。10番。</p> <p>10番神山です。現地確認を10月8日藤本委員、藤川委員、私と3名で行いました。場所は、草間台地。バス停から北房に向けて500m先の集落に点在しています。事務局の説明通り現地確認し●●●●—●●は申請者の家に一番近い所なのですがここだけは柿の木が有り下草もきれいに刈られていたので農地と判断しました。以上です。</p>
会長	<p>続いて3番をお願いします。11番。</p> <p>11番宮脇です。確認を10月5日井藤委員、小川委員、逸見推進委員と行いました。場所は、先ほど議案49号5番にありました申請人の土地と同じ所で哲多総合グラウンドの南側です。現況は、議案の通りで変更したのは●●●●番は畑で原野になっておりましたが周りは畑で耕作できる状態でありますので畑のままとしております。山林は植林してある山林でした。●●●—●と●●●—●は原野でしたが敷石等も有り耕作できる状態ではないので雑種地と判断しました。以上です。</p>
会長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。1番</p>
仲田委員	<p>1番仲田です。3番について、理由が高齢で耕作できないため約20年前より放棄していると記していますが、20年前だと68歳でこれを高齢と言えるのか、もう少し熟慮したほうがよいのではないかと思います。</p>
小林主査	<p>仲田委員からご指摘いただいた通りで、説明としておかしいので適正な理由を検討したいと思います。</p>
会長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第53号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり認定いたします。ここで10分間休憩にします。

～ 休 憩 ～

会 長

時間がまいりましたので再開します。報告事項に入ります。農地改良の届について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

農地改良届について農地改良の嵩上げの届出が1件ございました。第1番は確認を10月1日に行っております。場所は哲西町矢田、現況地目は田1筆でございます。理由でございますが、●●●●番は現在休耕田で、隣接する田と一緒に耕作できるように、また、●●●●番は川が近く田への出入りが危険なため一部を嵩上げするというもので、改良面積は記載のとおりです。期間は令和3年11月1日から令和4年3月31日までです。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員より報告願います。6番。

三上委員

6番三上です。確認日は10月2日に奥津委員、奥津推進委員、私とで行いました。場所は、国道182号線哲西支局を過ぎ左の旧道に入り鯉ヶ窪方面に東に向けて市道がありそれを500m先矢田の●●●●がありますその左手に申請人の自宅があります。その反対側に申請地があります。非常に熱心な方で●●●●は三角形で狭く機械が入りにくい所ですが嵩上げて上の田と一緒にして面積を広げようとされています。●●●●は川沿い山寄せで日当たりが悪いので50センチあげて耕作されたいのだと確認しました。

会 長

続きまして、農地法施行規則第29条の届について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

農地法施行規則第29条の届について1件ございました。第1番は確認を10月4日に行っております。場所は足見、現況地目は畑1筆でございます。理由でございますが、新たに購入した農機具を収納するため、農機具倉庫が必要となったことから申請地に新たに農機具倉庫を設置するというもので、整備面積は記載のとおりです。工事期間は許可日から令和4年3月31日までです。以上です。

会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。10番。
神山委員	10番神山です。10月8日藤本委員、藤川委員、私と3名で現地確認しました。場所は、旧足見小学校から南西へ200m先の集落の中です。農機具の倉庫で問題ないと思います。以上です。
会 長	続きまして、農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用の申請が1件ございました。第1番は、確認を10月1日に行っております。場所は神郷下神代、現況地目は田1筆でございます。転用目的は携帯電話無線基地局の新設で、転用理由は当該地域の携帯電話のサービスの向上を図るというもので、契約の種類は賃借権の設定となっております。工事期間は令和3年9月13日から12月31日までとなっております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。1番。
仲田委員	1番仲田です。確認日は、1回目が9月13日委員会の後、大原委員と確認しました。2回目は10月9日に確認しました。面積が1㎡で簡単な電柱が建っていました。まだ電線は張られていませんでした。問題ないと思います。
会 長	次に法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	法務局照会について今回2件ございました。1番の場所は唐松、確認を9月6日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は原野という申請で、時期不詳で原野になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。2番の場所は哲西町矢田、確認を9月10日に行いました。登記地目は田3筆、現況地目は宅地・墓地・雑種地という申請で、時期不詳でそれぞれの地目になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。説明は以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。13番。
伊達委員	13番伊達です。現地確認を9月8日、逸見会長、三輪委員、私とで行いました。場所は、●●●の東に備北新線が通っています。唐松大橋の

	左詰めを東に約100m先にありました。
会 長	続いて2番お願いします。6番。
三上委員	6番三上です。この件は先ほど議案49号2番に関連します。場所は、国道182号線哲西支局から200mほど東城方面に行った所の道沿いです。確認を10月2日に奥津委員、奥津進委員、私とで行いました。皆さん亡くなっていますがおそらく無断で転用されたと思います。最初は、私の記憶ではご主人が亡くなり奥様が平成の初め頃、墓をされて田の一部を宅地にし、墓に行く通路が雑種地となったと確認しました。
会 長	続きまして、農地転用期間変更届について、事務局の説明をお願いします。
竹村局長	農地転用期間変更届が1件出ております。大佐大井野、建設工事が遅滞し、土が不足しているためです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。3番。
宮本委員	3番宮本です。今年、県の予算が付き道路工事が遅れたためです。
会 長	続きまして、完了届について、事務局の説明をお願いします。
竹村局長	完了届が1件出ています。金谷地内農地法第5条による擁壁設置です。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。13番。
伊達委員	13番伊達です。確認を10月1日に行いました。擁壁が出来ていました。以上です。
会 長	続いて利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
竹村局長	利用権中途解約合意書が3件出ております。1番、哲多町花木田1筆売買により。2番、哲西町畑木田7筆贈与により。3番、哲西町矢田田2筆売買により。全て今回3条の届が出ているものです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。順次1番お願いし

	ます。推進委員 9 番。
逸見委員	推進委員 9 番逸見です。先ほど許可された 3 条の農地の内一筆です。その売買のために解約されました。
会 長	続いて推進委員 1 0 番お願いします。
奥津(賢)委員	推進委員 1 0 番奥津です。この件も議案第 4 9 号 1 番で許可があった所です。3 番についても議案第 4 9 号 2 番で許可があった所です。
会 長	続きまして、日程 3 協議事項に入ります。新見市農林課より農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正について説明の申出がありましたのでよろしくお願いします。
三村参事	先週、委員の皆様にご送らせていただいたのですが市町村基本構想という新見市が県の構想をベースにして作成するもので 5 年ごとに見直します。前回、農業委員会に配りましたのが平成 2 6 年で 5 年以上経過しています。今回令和 3 年 3 月に岡山県の基本構想が改正になったことを受けて今年度中に改正する予定です。基本的には大きく変更はしていません。変わるところは、構想の概要で農業センサスの基に算出した数字を使用し現況の説明をさせていただいたところが変わっているところと、中味の言い回しとかそれを訂正したものでありますとか該当の年度や組織の名前が変わったところを変更しているところが大きな内容です。一番変わったところは、経営モデル営農作型に講じて色々な数字を作成していますが前回までは葉タバコセンサスで項目を挙げていましたが現状では新見市内に葉タバコセンサスは一人になりました。今回の基本構想は、担い手の育成でその方向性を示すような計画ですから現状を考えて葉タバコのセンサスを削除しました。後は現状に合わせて面積を修正したりした物を皆様の手元にお配りしました。農地中間管理事業の関係で事業が統廃合されたことを受けて今までは農地利用集積円滑化事業がありそれに対する記述がありました。事業自体が中間管理事業に統合されたことにより記載を全て削除しています。ページですと後半の第 5 番です。今後のスケジュールですが、農業委員会、農協から意見を伺いその意見に基づいて備中県民局を通じて岡山県庁に対して協議を行いその中で進達した結果を来年の 1 月頃を目処に同意をいただき今年度末までに報告を行う予定です。この構想は担い手であり、認定農業者、新規就農者を受入れるために大事な標準的な数字を表している構想になります。ご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

後藤委員	<p>6 ページの営農類型モデル、水稲と作業従事者、受託区分と1番、2番トラクターは台機数が書いてあるが田植機なら5条6条とか、作業受託希望すると田植機は5条でなければだめなのですか。</p>
三村参事	<p>これはあくまで経営モデルなので、標準的なモデルを県が示しているのです。経営資料がありそれを基にしています。5条でなければいけないとか24馬力でなければいけないとかではなく、このような規模で経営類型の農業をしようとするこのようなものが必要だと目安にさせていただくものです。</p>
三上委員	<p>6 ページ2番ですが、経営面積20ha、経営体の所属目標が基本的資料の中に350万これは5年ごとに見直しされるでしたらもう50万ぐらい増額しないと若い方は厳しいのではないですか。経営面積は、今以上に米の値段が下がったら20haではやっていけないのではないか見直しが必要だと思います。トラクターが31馬力ではどうかと思います。私達、周りの方も20haを30馬力でされている方はいません、50馬力代でしています。コンバインも3条でなくて5条か6条です。現在はトラクターを台車に乗せて移動しています。この移動車が高額なのです。また、これらの倉庫も必要ですので資本装備に含めたほうがよいと思います。</p>
三村参事	<p>倉庫につきましては固定資産にあたる部分になるので、このモデルに計上するのではなく新規就農者担い手育成を作る時の相談等の時に活用させていただきます。先程ありました運搬車、トラクターの馬力、コンバインの条数等々につきましては順次見直しをさせて頂きたいと思います。</p>
奥津(賢)委員	<p>関連で6 ページ営農類型基本的指標3番、水稲作付け面積は水田面積の64%とするこれは今の休耕を自由にできるようになっているのですが、決まりでこのような形で出されているのでしょうか。</p>
三村参事	<p>県の指標で、そこをベースにしているので確認をして正しい数字をまた入れさせていただきます。項目とかは、このようなものをあげなさいと指摘があり現在の形になっているので目安とご理解頂ければと思います。経営類型等々につきましても個人個人差が有りますし経営面積も有ると踏まえて標準的なモデルとご理解ください。</p>
奥津(賢)委員	<p>次の改訂まで5年間、このままの状態で行う考えですね。</p>

三村参事	<p>64%の部分は確認します。経営モデルとかに有ります数量につきましては原稿のままで今案を示しているもので行いたいと思います。</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p>
宮脇委員	<p>2ページに担い手の育成とか支援とかありますが、農家も段々後継者もいなくなり担い手がいないということですが、育成をするにあたり農業を職業として行くにはなかなか難しい時代です。どのような育成支援をされるのか、ここに書いてあるのでしょうかが読んで分からないので簡単に教えて下さい。</p>
三村参事	<p>担い手の形態というのも色々千差万別あると思うのですが、村の農業を継承される方、経営分類される方、まったく新たな新規就農される方、色々おられると思いますが市長のマニフェストにあります儲かる産業として推進をしていくつもりですそのための担い手の育成、具体的には新規就農に力を入れることとありますとか取り組んでいきたいと思えます。</p>
泉委員	<p>推進委員3番泉です。6ページ営農類型の基本的指標の1番経営体の所得目標は概ね350万円、年間労働時間1800時間程度とする。ですがどのような根拠で出てきたのですか。実際に私も認定農業者の認定を受けて本年度も目標を立てるように農林課からございましたので行いましたが概ね350万は実所得ですか。1800時間は1日8時間勤務にしますと225日です。農業をされている方が225日、1日8時間で作業されているかという夜明けから日が暮れるまでずっと作業するのが農業なので実態と数字が違います。年間225日働き140日休みができると変な空想を持ってしまうので書き方に注意していただきたく思います。</p>
三村参事	<p>指摘の職務目標、労働時間のご意見は十分承知しておりますが県の指針が有りそれをベースに挙げています。前は1900時間だったものが1800時間に時間が短縮になっています。所得目標も概ね350万とぼやかしていますが農業を専業でされるような場合経営体の所得目標と言いながら経営体の経営体を1人でされる方、2人でされる方、個人が所有されて取組まれる方それぞれ経営体の所得目標は変わってきます。実際に個々の事例について検証を行い認定農業者になっていただくご相談をさせていただいています。あくまでこれは一つの目標として挙げさせていただいていることをご理解下さい。</p>
	<p>今後の予定としまして、基本構想を皆様にお任せしご理解いただいた</p>

	と農業委員会長から文書で確認をした旨の通知をいただいて県に紹介をさせていただきますので、よろしくお願いします。
会 長	続きます、その他ですが事務局から何かありますか。
竹村局長	ここで山田委員さんから、皆さんにお悔やみのお礼のご発言を頂きます。
山田委員	(お礼の言葉)
小林主査	お手元に、令和3年度の市町村農業委員農地利用適正化推進委員研修会の日程等についての書をお配りしています。12月14日火曜日にコンベックス岡山で新見の部は午後から研修が有るという通知が来ています。次回の総会で出欠を取らせていただこうと思います。バスの手配をする予定で準備しています。よろしくお願いします。
三村参事	それでは次回の総会ですが、11月16日(火曜日)午前9時30分から、南庁舎3階大会議室となっておりますがよろしいでしょうか。また12月は14日(火曜日)午前9時30分から午前中総会をして午後から研修にうかがっていただく日程ですがいかがでしょうか。
会 長	他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。
小田委員	前回の会でも話ができましたが、今年の米価が大変安くなっており、現実的に自食用の米しか作らない農家が増えています。農業委員会として我々は農地を守るために活動しているのだから農地が荒れてくる中で市から助成をしていただきたいと要望を出したらどうでしょうか。 皆様の意見はどうでしょうか。勝央町が60kg2000円、津山市が1300円、市独自で行われています。新見市も出来ないことはないと思います。美咲町も行う案が出ているようです。
後藤委員	農家を助けるのは農協です。農協に行くべきです。
小田委員	只今、意見がありました。新見市と農協に行くように調整をしたらいかがでしょうか。
会 長	小田農政部長が言いましたように、そのように進めて良いのでしょうか。

仲田委員	<p>(全員挙手)</p> <p>その方向で行うように検討してします。又、報告します。他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。ないようでしたら閉会を仲田代理にお願いします。</p> <p>以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。</p> <p>(閉会挨拶)</p>
	<p>(閉会時刻 午前 11 時 10 分)</p>